



Title	中世後期ミュンヘンにおける都市自治と都市統治
Author(s)	紫垣, 聡
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2004, 38, p. 27-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48078
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中世後期ミュンヘンにおける 都市自治と都市統治

紫 垣 聡

はじめに

ヨーロッパ中世における都市自治の歴史的意義は、西洋史研究上の重要な問題として早くから論じられてきた。しかしこれまで論じられてきた都市自治の性格は、総じていえば領主権力との関係において、あるいは都市内部の諸階層間の権力関係において把握されてきたといえる。こうした議論に焦点を合わせることで多大な成果が生み出されてきたことは確かであるが、その視角からは市民の生活空間に現れる自治の姿は見えてこない。このような問題意識から、本稿ではバイエルンの中心都市ミュンヘンを対象に、公共の生活世界にかかわる都市社会の組織化という観点から都市自治の内実を捉え、都市統治との関連をふまえてその意味を再検討することを課題とする。

論点を明確にするうえで、ヨーロッパ中世の都市自治をめぐる議論を検討しておきたい¹⁾。まず、都市自治に対する評価は、1970年代を境に大きく転回してきた。周知のように、プラーニッツらの古典学説で知られる、領主権力に抗して自由と自治を希求する反封建的な中世都市像はさまざまな点から批判を受け、むしろ領主支配の影響力の強さが強調されるようになった²⁾。本稿で扱うミュンヘンについても、W・シュテルマーはバイエルン大公による領域支配の拠点としての役割を強調しており、自治はその限り

で支配者の側から認められたものにすぎないとされる³⁾。

こうして中世都市の自由・自治は、領主制の枠組みのなかで、上級権力への従属と奉仕の代償として与えられる特権とみなされることになる⁴⁾。このように考えると、都市自治の意味は相対化され、その度合いによって大都市と中小都市の間に濃淡のグラデーションとして表わされるものにすぎなくなる。もちろんそれは、都市-領主間の権力関係や都市自治の形態を問題としたもので、必要な議論ではある。とはいえ、自治的な組織や制度、政治的特権を基準として都市自治を論じるだけで、その本質まで明らかにできるだろうか⁵⁾。つまり従来の都市自治の理解は、都市の現実において諸特権がどのように運用されていたのか、それによって都市社会はどのように組織されていくのかといった、いわば都市自治の内実に対する考察を欠いているのである。いまや諸特権の有無や領主支配の貫徹の度合いによって量られる都市自治に代わって、都市の生活世界における市民共同体の主体的な活動から、都市自治の積極的な意味を見直すときが来ている。

この問題を考えるうえで有効なのが、G・エストライヒによって提示された「社会的規律化」の概念である。これは初期近代国家が良き秩序のためのポリツァイにもとづいて臣民の公私にわたる生活を規制する、近世ヨーロッパの根本的過程とされたが、彼はその先駆形態として中世末の都市におけるポリツァイ活動に注目し、これを「社会的規整」として国家による規律化と区別している。エストライヒによれば、中世末の社会的変化のために都市の社会関係や市民の活動に対する新たな規制が求められ、参事会がこれに応じた⁶⁾。このようなポリツァイの観念に基づく広範な行政活動が都市社会の諸形態を規定するものであるという見方に、都市自治の内実を把握する視点が見いだせるだろう。したがってまず、市民共同体の自らの生活空間を律する主体的な活動を考察する必要がある。

しかし都市自治を市民共同体の自己規律の精神にもとづく政治的活動と

して示すだけでは不十分だろう。現実の都市においては領主権力や参事会による都市統治が常に存在しており、そうしたヘルシャフトリヒな側面を無視することはできない。自治と統治、ゲノッセンシャフトとヘルシャフトを相互排他的なものともみならず、現実においては両者によって織り成される都市社会の展開を把握することが重要である。したがって都市自治の内実を市民共同体の主体的な活動から捉えつつ、都市内外の権力関係の歴史的動態と関連させてその変化をも考察することが必要となる。この点については、ミュンヘンでは14世紀末におこった市民闘争を焦点に考察する。従来の研究では大公の支配権に対する市民の抵抗運動とか市民間の権力闘争として理解されてきたこの事件の性格を、都市自治をめぐる市民の政治意識という面から再検討したい。そして市民闘争を経た15世紀における都市社会の変化と都市統治のあり方を分析し、それをふまえて中世後期ミュンヘンの歴史的動態のなかに都市自治を位置づけることを試みる。これらの作業を通じて、先に述べた本稿の課題に対してひとつの見通しを提示したい。

1. 都市自治の成立

1180年以来、バイエルン大公ヴィッテルスバハ家がミュンヘンの都市領主であったが、当初は一元的な市民共同体としてのまとまりはなく、ミュンヘンの都市自治はなお未発達であった。1255年のバイエルン大公領の分割でミュンヘンが上バイエルの領邦首府になると、大公支配のもとでの法制度整備の機運が生まれてきた⁷⁾。こうして大公らのミニステリアーレンを出自とする有力市民たちが、大公の役人とともに都市の法的・経済的問題の共同決定に携わり、また文書作成や裁判行為を行なうようになり、市民的自治の萌芽が現れてくる⁸⁾。またこれとやらんで、自治の母胎となる市民共同体のまとまりが生まれてきたうえ、1286年には都市参事会も史料

に登場する9)。

こうした状況のもと都市自治成立の基礎を置いたのが、1294年に大公ドルフ1世が発布した最初の都市法である10)。まず下級裁判権の授与および裁判籍の設定(第7、11、13条)は市民に都市共同体への帰属意識を自覚させるものであり、第2条からは上級官職への市民の進出もうかがわれ、ミニステリアーレンと市民との融合が進んでいたと考えられる11)。これらから13世紀半ばに芽生えていた市民共同体の理念は、ひとつの法のもとに結実したといえよう。また後の自治発展にとって重要なのが、徴税権(第1条)や条例制定権(第2条)といった自治行政の権限を市民が獲得したことである。これらを実際に行使するのは参事会の役割であった。

この都市法に続いてミュンヘンはさまざまな特権を獲得する。まず商業上の特権として通商保護と自由通行権、互市強制権が挙げられる12)。なかでも塩商業の独占権13)はミュンヘンの経済的発展に大きな役割を果たし、大公自身もそれによる多額の関税収入を有力な財源とした。軍事・防衛については、新しい市壁建設のために関税を充当することを認めた14)。このように都市発展のためには大公権力の後ろ盾が必要であり、そのために市は大公を財政的に援助した。ミュンヘンは通常年600プフントの都市税のほか、しばしば臨時の資金融資を大公に提供していた15)。こうした両者の相互依存的な関係が都市自治の発展を可能とする制度的・経済的基盤を与えたのである。

このようにミュンヘンの都市自治の枠組みは都市法や諸特権の授与によってはじめて整えられたのであり、また自治行政を実際に執り行なう参事会は領主支配の代行者としての側面を持っていた。しかしだからといって、都市自治を大公から与えられたものと決めつけるのは早計であろう。ミュンヘンの上層市民が13世紀半ばから行なっていた、都市の問題に関する共同決定や文書作成、裁判行為などの活動は、大公の政策的意図によるもの

というより、自分たちに関係する問題における利害調整への関与から自律的に生まれてきたものであった¹⁶⁾。ミニステリアーレンを出自とする参事会員もこの時期にはもはやその軛を逃れ、その地位ゆえに市民を代表していた。また他方、都市における社会と経済の緊密化・複雑化と秩序の問題から、共同の規範とそのため組織・制度が必要とされていた¹⁷⁾。そのため市民は大公の協力を求め、これに対して大公は市民の自治活動に同意と法的枠組みを与えることでこれを制度化したのである。したがって市民の自律的な精神・活動こそが都市自治の源泉であり、その中核に位置づけられるものといえよう。

そうした市民の自律的活動は都市法授与を契機に、都市参事会を担い手として自治行政を急速に発達させる。そのことが顕著に現れるのは、都市官職の整備と公共生活の領域においてであった。まず、自治行政において中枢的な役割を担う官職として、書記官、徴税官、財務官、裁判所書記、参事会議長（のちの市長）が1320年ごろまでに現れており、都市の行財政組織が早期に整備されていたことがわかる¹⁸⁾。またさらに、市内の社会的・経済的生活を規整するためにさまざまな下級役人が置かれた。各種商工業に対してはプフレーターと呼ばれる監督官や検量官を任命したほか、公使、警備員、廷吏、刑吏、建築官などの役職も設けられた¹⁹⁾。

つづいて市民の公共生活全般にかかわる問題については、1310-12年および1318年の都市条例集のなかで数多く言及されている²⁰⁾。まず商業活動に関するものでは、穀物計量の規則、営業時間の取り決め、聖ヤコブ大市開催の取り決めなどがある。またこの時期に市内で営業していたさまざまな商店、職業が文書のなかにみられる。こうした言及からは、市民の活発な経済活動と、都市当局が秩序と規整を与えることによりこれを促進しようとする意図がうかがわれる。つぎに公衆衛生および社会福祉に関するものとして、市場広場の清掃の指示、公共の浴場や井戸の設置、都市から俸

給を受ける公設の医師や薬剤師の登場などがある。風紀については奢侈禁止令や賭博などの遊興禁止令が制定され、治安に関しては夜警や消火活動などの言及がみられる。その他、二つの教会付属学校が登場しており、ここではラテン語ではなくドイツ語が用いられていた。さらに市民権の獲得に関する規定もみられる。

これらのことから、参事会は種々の役人や規制を通じて、都市社会の一般的な生活領域におよぶ権限を行使していたことがわかる。こうした自治行政は、市民の生活空間を管理し、都市の平和と秩序および経済的利益を維持・増進するものであり、まさにこのことが14世紀のミュンヘンに成立した都市自治の内実であったと筆者は考える。そしてそれは領主権力との交渉を通じて獲得した特権を運用し、緊密化する都市社会のあらゆる問題に対処する市民、とりわけ上層市民の主体的活動に根ざしていたのである。その意味で都市自治は、領主権力との関係を越えた都市独自の社会空間を創出しようとする政治的営みであったといえる。またそれは、市民共同体が自らを律する集団理性の顕現であり、公共の秩序のために市民はさまざまな義務と規範を受け入れた。

2. 参事会による都市統治

前章では都市自治の内実を市民共同体の自律的な政治的活動として論じたが、それは都市自治が純粹にゲノッセンシャフトリヒなものであったことを意味しない。多くの都市と同様、ミュンヘンにおいても自治権を行使したのは参事会を構成した少数の都市貴族家門であったし、自治のあり方も都市領主であるバイエルン大公の政策や領邦の政治状況の影響をまぬかれなかった。ここでは都市における公共生活の管理の都市統治としての側面を考察し、これをめぐる都市内外の権力関係についても明らかにする。またそこから、後の市民闘争につながる問題が浮かび上がるだろう。

まず、都市自治における政治的決定権を行使したのは、都市参事会を構成する有力市民であった。彼らは商業活動や所領の獲得などを通じて財をなし、社会的にも高い地位にあった²¹⁾。そして彼らは門閥化して参事会の議席を独占したのである。参事会は1318年以降、内参事会(12名)と外参事会(24名)の2部構成をとっていたが、どちらの成員にも家系的に強い連続性がみられ、相互の指名によって寡頭制を敷いていたと思われる²²⁾。1317年にはこの参事会の諮問機関として市民部会 Gemein も設置されたが、これは参事会の決定を追認するだけのものであり、いまだ強い勢力はもたなかった。市民部会を構成したのは、手工業親方や中小商人といった中層市民であったが、彼らは都市の発展とともにしだいに勢力を強め、のちに参事会に対して自分たちの政治的権利を要求するようになる²³⁾。

こうした体制のもと、参事会を構成する都市支配層は、大公と市民共同体との間で状況に応じて自己の利害に沿うかたちで行動した。すなわち彼らは、一方では領主権力に対して都市の権利を擁護しながら、他方で大公と結びついて都市統治を強化していったのである。まず1330年、参事会はすべての手工業者の係争に関する管轄権を大公から獲得した²⁴⁾。参事会は贖罪官を設置して、手工業者間の傷害事件や名誉毀損といった軽犯罪を取り締まり、通常は罰金によってこれを仲裁した。こうした権限の行使は、争いの激化や違反者の排除を防ぎ、都市平和を回復・維持する機能をもつ²⁵⁾。また、1369年の領邦議会ではツunftなど結社の禁止も実現し²⁶⁾、参事会は手工業者の政治的権利を奪って彼らを自らの統率下に置いた。

そのほかにも、都市の発展とそれともなう業務の増大に対応して、参事会は自治行政を拡充強化していく。商工業に関するものでは、商品の計量の監督権が参事会の手にも委ねられ、検量官がこれを管理するようになる。また先の手工業者の係争や市内の建築活動、治安維持に対しては、参事会はこれらを取りしきる官職を置いて組織的に対処した²⁷⁾。14世紀半ばごろ

から頻発する大公の紛争とこれに対するミュンヘンの軍役義務の増大という事態のもとでは、市民からなる軍事組織を再編・強化している。なおこのとき市域を四つに区分しており、以後これを主たる行政区として徴税をはじめとする行政業務が行なわれる²⁸⁾。こうした自治組織の整備とならんで行政技術も発達し、すでに14世紀初頭に利用されていた都市会計簿について、1368年には徴税簿および裁判記録も史料に現れる²⁹⁾。

このように参事会はその権限のもとに、都市の生活空間全般に対する管理を強化していった。このことは、都市の自律的な行政機能の著しい発達を明瞭に示すものではあるが、それは一方では、広範な権限を掌握した参事会による都市統治が、市民に対する抑圧的な管理・支配という側面を強めたことをも物語っている。さらにこうしたヘルシュフトリヒな都市統治は、しばしば大公権力との結びつきのもと作動するのであり、その点では参事会は大公の中間権力として機能することになる。とりわけ領邦の政治問題と社会不安が高まった14世紀後半において、ミュンヘンの統治体制は不安定になり、市民闘争を招くこととなった。

ミュンヘンは14世紀半ばまでは、ドイツ王にして皇帝であった大公ルートヴィヒ・デア・バイエルのもと、自治制度を発達させ、経済的繁栄を享受し、首都としての名声を高めるなど、有力市民による都市統治は成功裡に行なわれていた。ところがルートヴィヒの死後、彼のもとで統一されていたバイエルンは再び分裂し、大公家間および外部領邦との間で抗争がくり返されるようになる。このためミュンヘン市民はたびたび軍役を求められた³⁰⁾。またこれに関連して財政面においても、都市支配層と大公との結びつきがうかがわれる。ミュンヘンは大公の戦争への従軍援助の見返りとして、塩関税徴収権を与えられた³¹⁾。これによって都市の財政収入は改善されるものの、大公の領邦政策のための負担は依然として市民生活に重圧を加えていた。というのも、大公は関税収入に代わる主要な財源をラント

税に頼るようになったからである。それは都市においては、塩を商う一部の上層市民から全市民への税負担の拡大を意味していた³²⁾。

このような都市支配層と大公権力との結びつきの背景には、領邦身分制における大公と諸身分の協働という要因があった。ミュンヘンは早くも1307年の鑄貨協定のさいに諸身分の一員として大公と交渉し、領邦議会や領邦平和令にも参与するなど、14世紀前半のうちに領邦全体の共同決定、秩序維持の一端を担うようになっていた³³⁾。そして1356年の課税承認のさいに、身分団体は領邦統治の最重要課題である租税業務において大幅な権限を獲得し、大公と諸身分による共同統治という領邦の政治構造が形成される³⁴⁾。そのような領邦政治において、ミュンヘンの都市支配層は形式的には市民を代表していたが、実際には大公や領邦貴族たちとともにいわば支配者共同体をなしていたのである³⁵⁾。参事会の中下層市民、手工業者に対する管理の強化は、そうした側面からも展開された。すなわち、手工業者らに政治的権利を与えることは、自分たちの支配に対する脅威を招くおそれがあったため、彼らは利害の一致をみたのである。

14世紀末に領邦政治のミュンヘン市民への圧迫はますます強まるが、こうした事態において参事会は無為であるばかりか、領邦統治における大公のパートナーとしてたびたび緊急課税を承認した。その重い負担のため、市民税を支払えない者も多くいた³⁶⁾。このような情勢に市民の不満は高まり大規模な市民闘争を招くことになるが、これについては次章で述べよう。

3. ミュンヘンの市民闘争

前章でみた14世紀後半の危機的状況に政治的決定権を持たない市民の不満が高まるなか、ミュンヘンでは14世紀末に3度にわたって市民闘争がおこった。従来この運動は、大公の領邦政策による財政危機を契機として市民の社会的対立が激化したものであり、結果的に市民部会は体制変革に失

敗し、門閥市民の寡頭支配と大公権力に屈服することになったと理解されている³⁷⁾。ここではこうした見解に対して市民闘争の性格を都市自治をめぐる市民の政治意識という点から見直し、市民闘争を通じて現れる都市自治のあり方および都市社会の変化を把握する手がかりを得たい。

ではまず、市民闘争の経過を概観しておこう。最初の市民闘争は1377年、手工業者らの参事会に対する市政参加要求から起こった。結局この対立は、参事会と市民部会との間の妥協に終わる。すなわち双方の代表者からなる委員会が、参事会員の選挙規約や参事会の開催・進行についての規定、税制の改正など、都市統治の原則を取り決めたのである³⁸⁾。それにもかかわらず、問題は解決されなかった。大公の戦争および財政難は依然として市民を圧迫しつづけたためである。そして1384年に市民は蜂起し、大公の利害を代弁していた参事会員ヨハン・インプラーを捕らえてその首を刎ねた。しかし大公の攻囲にあって反乱市民は屈服することとなる³⁹⁾。

その後もくり返される大公の抗争と課税要求に市民の不満は頂点に達し、ついに1397年、ミュンヘンにおいて大規模な、そして最後の市民闘争が勃発する。その直接の原因は、ラント税の徴収であった。1392年、上バイエルンがミュンヘンとインゴルシュタットを首都とする二つの部分大公領に分割されると、各大公は激しい抗争をくり広げ、まもなく深刻な財政危機に陥った。これを克服するため、1395年両大公は上バイエルンを再び統一して、諸身分に課税承認を求めた。ラント税は諸身分の承認を得て1397年に徴収され、このときミュンヘンは6500プフントにものぼる租税を供出している⁴⁰⁾。市民闘争は、その1ヵ月後におこった。この市民闘争は1403年まで続き、最終的に都市の統治体制を確立させることになる⁴¹⁾。

まず1397年4月、市民部会は参事会に対して都市会計の厳正な監査を要求した。翌年2月に会計監査は実施されたが、不十分だったためか攻撃の口実か、市民部会はなおも監査を求めて参事会と対立する。こうした状況

に拍車をかけたのが、大公家間の抗争である。この時期、バイエルン・ミュンヘン大公（エルンスト、ヴィルヘルム3世の兄弟）とバイエルン・インゴルシュタット大公（シュテファン3世とその息子ルートヴィヒ7世）との間で対立が表面化しており、これが市民間の対立と結びついて騒擾を招くこととなる。すなわち、参事会を構成する都市支配層と彼らに同調する人びとはエルンストを支持し、これに対して市政参加を要求する市民部会員や手工業者らはシュテファンに接近したのである。

1398年4月、ウルリヒ・ティヒテルに率いられてシュテファン派の市民は結集し、市庁舎に入ってデモを行なった。さらに彼らは都市の権力の象徴ともいえる市の旗、鐘、市門の鍵の引き渡しを求めてこれを手にすると、勢力を強めて参事会や上級官職にも進出して権勢を振るようになる。ティヒテルをはじめヨルグナー、ラング、ヴェンデルハウザーなど反乱派を主導する有力市民は参事会員の席につき、ほかにも多くの市民部会員が都市の顕職を得た。ビール醸造業者や肉屋も参事会、市長職につくなど、中小商人や手工業者にも社会的上昇の機会が与えられた⁴²⁾。

そして反乱市民はエルンストに対する忠誠を拒否し、ついには彼と対立するルートヴィヒとの同盟を結んだ。このためエルンストはミュンヘンに対してフェーデを宣言したが、翌年には和解が成立する。しかし1400年、亡命していた旧都市貴族とエルンストが共謀して体制転覆を画策していたことが露見すると、再び闘争は激化し事態は泥沼化していく。結局、1403年にすべての当事者はニュルンベルク・ブルクグラーフの仲裁を受け入れ、最終的な和解へと至った。エルンストとヴィルヘルムはミュンヘンにこれまでと同じ権利と自由を認め、これに対し市民は忠誠を誓った。そして大公と参事会、市民部会は都市体制を新たに規定する都市基本法を採択し、一連の闘争は決着をみる。

では以上の経緯をふまえたうえで、ミュンヘン史上の一大事件とされる

1397-1403年の市民闘争について、その性格を検討していきたい。まず、これを大公の支配権を排してより民主的な都市体制を打ち立てようとする運動であったとする古典的見解は受け入れがたい。ミュンヘンの都市としての地位は大公から与えられた特権にもとづくものであり、それを否定したとは考えられない。実際に反乱市民は、エルンストへの忠誠を拒否するものの、それに代わる統治者としてシュテファンの保護を求めている。そのことから、彼らが領邦の枠組みを離れて独立した都市自治を樹立するという革命的な意図は初めから持っておらず、自分たちの利害を代表する者を市政に送りこむことを目的としていたのは明らかである。

そうであれば、問題はミュンヘンと大公の対立や都市の政治的独立ではなく、都市内部の対立にあると考えられる。この市民間の対立に関しては、財政問題や都市社会の階層分化といった社会経済的な要因が前面に置かれている⁴³⁾。これらが重要な問題であったことは疑いえないとしても、この事件を単純にエリートと民衆の社会的対立とみなすことはできない。なぜならば、この反乱を主導したのは富裕な有力市民だったからである⁴⁴⁾。そのおもだった家門は参事会員を輩出し社会的、経済的にも優越していたが、古くからの門閥市民のために市政の実権を握れず、政治的イニシアチブをとるために市民の不満を利用したとも考えられる。それならばこの事件は、上層市民間の権力争いから発生した政治的事件にすぎないのだろうか。以下では、参事会員ヨルグ・カズマイルの年代記を用いて、市民闘争の争点を都市自治に対する市民の観念から分析する。

まず、参事会に対する市民部会の要望とその正当化の手段からみていきたい。彼らは当初から、都市会計の厳正な監査と都市統治への関与を要求し、「(会計に)関わっていない人びとをも、それ(=監査)に加えることを求め」、自分たちの目的を「おだやかな話し合いと公共の福利に他ならない」としている。また参事会に市の旗、鐘、市門の鍵の引き渡しを迫

ったときも、彼らは「貧しき者と富める者の公共の福利を、良き法を求め
るのみ」と述べている。すなわち、市民部会にとって都市の「公共の福利
gemeinen fromen」がその要求の正当性を保証するものであった⁴⁵⁾。

一方でこの「公共の福利」理念は、参事会の側も利用している。いわく、
「すべての対立をなくし、人々が和解することが我々の公共の福利であ
り、会計監査の問題は都市に「不和と損害をもたらし、やがては都市を滅
ぼすことになる」。さらにカズマイルは、なおも会計監査を求める市民部会
について、その目的は「公共の福利」などではないと断ずる⁴⁶⁾。

このように、この市民闘争においては参事会・市民部会の両陣営ともに、
自分たちの主張の正当性を都市の「公共の福利」に求め、それをアピール
した。ただ周知のごとく、「公共の福利」は古代より支配者が自らを正当化
するための理念として利用されてきたのであり、たしかにこの時期の西欧
都市に特有のものではない。しかしながら、ミュンヘンに関しては「公共
の福利のため」といった表現は大公の発給した文書にはみられるものの、
市民がこの言葉を用いるのは、ようやく市民闘争においてであった⁴⁷⁾。

このことは、次のような都市自治の理念から理解できると思われる。す
なわち、14世紀前半までの都市では、市民間の社会的・経済的な格差を前
提としつつ、そのなかで頂点に位置する「良き人びと」が市民を代表して
都市統治を行ない、都市住民は代表者の決定に服し、これを助けることが
義務づけられていた⁴⁸⁾。都市においてこうした支配構造は自明のものであ
り、富と社会的地位において優れた人びとによる市政が都市の公共善を保
証するものであるかぎり、市民がこれに異議を唱える必要はなく、支配層
にとってもその正当性をあえて喧伝する意味もなかった。ミュンヘンでも
14世紀半ばまでは、名望ある有力市民による都市統治は成功裡に行なわれ
ていた。ところが先に述べたように、14世紀後半になると状況は一変する。
大公領の分裂と戦争、市民間の格差拡大に財政危機、ペストの猛威による

社会不安といった事態に参事会は有効に対処できず、彼らが自明の権利・義務として担う「公共の福利」はその意義を失った。そのため参事会は政治的決定の布告にさいして市民部会の同意を明記し、その決定の妥当性をアピールするようになった⁴⁹⁾。すなわち、ごく少数の都市貴族による「公共の福利」の実現は自明のものではなくなり、より広範な社会層の人びとを加えた政治的決定により追及されるものという観念が芽生えた。このことは当然、市民部会の政治的影響力の増大につながり、彼らは自分たちこそが「公共の福利」を担うことを表明して立ち上がった。これに対し都市貴族の側もその正当性を回復するため「公共の福利」を前面に出さねばならなくなったのである。

したがって、ミュンヘンにおける1397-1403年の市民闘争とは、社会経済的な問題を背景とした上層市民間の権力闘争というだけでなく、都市統治のあり方という面からみれば、その正当性をめぐる争いであった。そしてそこでは、都市自治に関する政治意識の変容が本質的な意味をもっていた。このように市民闘争を解するならば、それを通じて現れてくる都市自治のあり方についても、おのずと従来とは異なる像が見えてこよう。

4. 15世紀における都市自治と都市統治

市民闘争の結果、ミュンヘンの都市自治はどのように変わっていったのか。前章で論じた都市自治をめぐる政治意識の変容をふまえて、都市統治の構図と都市社会の変化を考察することでこの問題を明らかにしたい。

市民闘争の決着にともない定められた都市基本法では、市民部会から市長を選出する権利は認められず、集会・結社も禁止されるなど、市民部会の権利、地位はなお制限されていた⁵⁰⁾。このことから従来の議論では、市民闘争はミュンヘンの都市支配体制に変革をもたらさず、都市貴族による寡頭支配が存続したとされてきた。しかし実際には、彼らの勢力は強まっ

ていた。市民闘争の最中に市民部会の成員は都市統治のアリーナに踊り出たが、事件後に以前の都市支配層がもとの地位を回復してからも、彼らはしばしば参事会や上級官職に進出したのである⁵¹⁾。これは都市支配層が市民部会に対して譲歩したというより、彼らを都市統治に参加させることが公共の福利にかなうものと観念されるようになったためであろう。

しかしながら、旧来の都市支配層の地位が低下したわけではなく、自治行政の最高機関である内参事会は依然として彼らによって占められていた。したがって手工業者の親方層など市民部会の成員が政治的決定に関与するようになったとしても、それは彼らを統治権力に取り込むことによる都市統治体制の完成を意味していた。その体制のもとでの自治行政とは、紀律と秩序の精神にもとづくポリツァイの拡大・強化というものであった。そのことをよく示すのが、手工業者に対する支配の領域である。ミュンヘンでは14世紀初頭からプフレーガーとよばれる手工業者の監督官が存在し、品質検査や規律遵守の指導を行っていたが、この役人は市民闘争を通じて変容し、15世紀には四人衆^{フィーラー}という名称で現れる。この集団には各職種の親方層ら有力者から、その名の通りたいてい4名が任命された。彼らは14世紀と同じく、手工業者が規律を守り、独自の立法をなさないように監督することを任務としていた。彼らは正規の都市官職ではないが、このポストから参事会および上級官職へと進出するようになり、この点で14世紀のプフレーガーと異なる性格を持つ⁵²⁾。

このポストを通じて有力な親方層らは都市支配層との結びつきを強め、参事会と手工業者の間に立って両者の利害を調整するとともに、当局の手工業者に対する支配を補完する役割を果たした。15世紀にはパン屋や酒屋の組合をはじめとして、本来は禁止されていた同業組合が現れてくるが⁵³⁾、いまや四人衆を通じて統治権力に取り込まれた親方層が手工業者の活動を監視し、当局に反乱分子を告発したため、組合の政治的活動は封じられた。

こうして彼らは、しだいに参事会による都市統治の一端を担うようになったのである。したがって市民闘争以後、手工業者にも市政参加への道が開かれたとはいえ、それは一部の有力者に限られていたのであり、それどころかむしろ、都市支配層は彼らを手工業者に対する支配に利用することで、より安定した秩序を形成していった。

手工業者に対してだけでなく、市民の生活領域全般に対するポリツァイも強化された。まず代表的なポリツァイ立法として奢侈禁止令、衣服条例が15世紀にはたびたび発布されている。これらはとくに結婚式のさいの贅沢を規制するものであった。また祝祭のさいの逸脱や騒乱を防止するために、聖体行列の祝祭での酒宴が廃止され、謝肉祭のカーニバルでの仮装も禁止された。さらに15世紀にたびたび都市を襲ったペストの影響や都市の吸引力の増大にともない、市内に貧民や浮浪者が急増したため、都市は新たな救貧事業に乗り出していく。1461年、都市の物乞いに札の携行を義務づけ、その後救貧官を置いて彼らの管理にあたらせた。こうした風紀・倫理の規整、下層民の管理においては、早くから官憲的な社会政策が整備・強化されていった⁵⁴⁾。

もちろんこのような紀律化の進展は、当局による上からの管理として捉えるだけでは不十分である。ポリツァイの強化は、都市社会の安定と公共の福利を要求する市民共同体の活動という面からも理解されねばならない。1465年に作成された都市役人の宣誓帳簿も、そうした社会的要請に応えるものであった。これは都市官職の職務領域、規則、権限を記載したものであり、役人はこれを遵守することを宣誓した⁵⁵⁾。その効果のほどは分からないが、背景に都市役人の不正や横領に対する市民の不満と紀律の精神があったことがうかがわれる。

領邦に目を向けると、大公との関係も市民闘争のあと急速に安定化した。大公家間の対立は依然として続いていたが、ミュンヘン市民は他の諸身分

とともにその仲裁に尽力し、破滅的な戦争を回避することに成功した⁵⁶⁾。ミュンヘンの都市財政の安定化も、都市一大公関係の安定を支えていた。15世紀初めまで都市財政はしばしば赤字だったが、1420年ごろにはほぼ黒字に転じ、1450年以降は余剰額は継続して1000プフント以上に達している⁵⁷⁾。これにより都市財政は、大公の課税要求はもちろん、都市自治の拡充に必要な諸費用を調達することができた。一方で領邦の行財政機能も発達し、ミュンヘン市民の階層変動を促した。かつて参事会を独占していた旧来の都市貴族家系が断絶ないし都市を退去したため、そのポストに勢力を伸ばしてきた市民部会成員や新しく市民となった家系が進出してきたのである。都市を離れた上層市民の多くは領邦の官職につくか、あるいは所領を得て領主貴族となった⁵⁸⁾。そして市民の官職進出がまた行財政組織を整え、近世領邦国家の官僚機構の形成に寄与することになる。

このようにして15世紀のうちに自律的な都市統治が確立した。前章でみたように14世紀末にはなお不安定であった都市統治が、市民闘争を経て、紀律と秩序、公共の福利の精神のもと、いわばシステム化されたのである。参事会と市民部会、都市の諸官職、さらに統治権力に取り込まれた親方層が、都市の自治制度にそれぞれ効率的に配置され、全体として安定した秩序を形成した。このより強力な統治体制のもとで、当局は都市社会の問題や必要に応じて労働紀律と質素な生活のため、都市の良き秩序のためのポリツァイを強化した。ここに都市による社会的紀律化、エストライヒのいう社会的規整が近世領邦国家のモデルとして現れるのである。

結 び

本稿では中世後期のミュンヘンを対象に、都市自治が都市社会の現実においてどのように形成されていったのかを、参事会による都市統治との関連において考察し、その意味を検討した。ここで以上に述べてきたことを

まとめ、さらなる問題を展望したい。

まず13世紀末から展開された市民共同体の主体的な活動から、都市自治の内実とは都市社会における公共の生活空間を管理し、緊密化・複雑化した社会関係を新たに規定する市民共同体の政治的営みであったと筆者は主張した。それは領主制や寡頭支配の枠組みにとどまらない、市民共同体の自己規律のプロセスでもある。一方で都市自治は純粹にゲノッセンシャフトリヒなものではなく、都市内外のさまざまな権力関係に貫かれた都市統治としても作動する。まず都市自治自体が広域権力によって付与された特権を基盤としていたし、実際に自治権を行使するのは門閥市民からなる参事会であった。参事会による都市統治は大公権力と結びつき市民に対する統制を強めるが、14世紀後半の危機的状况に対応できず、市政に参加できない市民の不満と市民闘争を招いた。

1397年に始まる市民闘争は単純に市民間の権力闘争というだけでなく、都市自治の正当性をめぐる争いであり、そこにはその正当性を支える「公共の福利」理念を軸とする政治意識の変容が作用していた。したがって市民闘争を経た15世紀においては、参事会による都市統治は市民部会成員や手工業者層を取り込んで安定し、公共の福利のためのポリツァイを強化する。それが意味するのは都市自治のシステム化というものであり、14世紀に始まる市民共同体の自己規律と行政の合理化の過程が、ここに完成の域に達したのである。

中世末期の都市自治は、封建的諸関係が色濃く残る世界で規律と秩序の精神にもとづいて新たな社会関係を構築し、近世ヨーロッパを規定するポリツァイの先駆形態となった。16・17世紀にはバイエルンでも大公とその政府が「公共の福利」の担い手として公権力を独占し、領域内の住民に対して全般的なポリツァイを行使するようになる。しかしそれでもなお、歴史的現実においては、市民の共同体的な行為領域は体制への取り込みとシ

STEMの支配に抵抗しつつ残存していたはずである。いずれにせよ、この段階における都市自治のあり方や市民の政治的行為にかんしては本稿の射程を越えるものではあるが、前近代における国家と社会の関係を考えるうえで重要な問題である。

註

- 1) 20世紀のドイツ中世都市の研究動向に関しては、田中俊之氏による詳しい学説整理がある。田中俊之「西欧中世都市研究の動向に関する一考察」『北陸史学』48 (1999年)。
- 2) K. Schulz, *Die Ministerialität in rheinischen Bischofstädten*, in: E. Maschke, J. Sydow (hg.), *Stadt und Ministerialität*, Stuttgart 1973 は都市領主らのミニステリアーレンが成立期の都市を指導したと論じ、中世都市における領主制要素の存在を明らかにした。
- 3) W. Störmer, *Stadt und Stadtherr in Wittelsbachischen Altbayern des 14. Jahrhunderts*, in: W. Rausch (hg.), *Stadt und Stadtherr im 14. Jahrhundert*, Linz 1972, S. 267f.
- 4) E. Schubert, *Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter*, München 1996, S. 73f.; E. Isenmann, *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter*, Stuttgart 1988, S. 107ff.
- 5) イーゼンマンは都市自治のメルクマールとして、市民共同体と参事会の存在、独立した法=平和領域の保持、条例制定・財政・防衛・外交の権利とその官庁、身分制議会への出席、都市領主に対する抵抗権などを挙げている。Isenmann, *a. a. O.*, S. 108f. このようにこれまで都市自治は、法制的アプローチあるいは権力関係の文脈で論じられてきた。
- 6) G・エストライヒ『近代国家の覚醒——新ストア主義・身分制・ポリツァイ——』阪口修平ほか訳 (創文社) 1993年、127頁以下。
- 7) 初期のミュンヘンについては、瀬原義生『ドイツ中世都市の歴史的展開』(未来社) 1998年、730頁以下を参照。
- 8) 1239年の証書に初めてミュンヘンの有力市民11名が証人として名を連ねている。P. Dirr, *Denkmäler des Münchner Stadtrechts*, München 1934 (以下 *DMS* と略記), S. 11f., Nr. 5. また彼らの家系はこの後もしばしば証人リストに現れ、後の参事会にも加わっている。L. Maier, *Stadt und Herrschaft: ein Beitrage zur Gründungs- und frühen Entwicklungs-*

geschichte Münchens, München 1989, S. 316ff.

- 9) 1265年の証書では、法的帰属があいまいだったミニステリアーレン出自の者も市民身分に含まれることが示されている。1289年には、「参事会とミュンヘンの都市共同体」との記述から、市民共同体が現実的な存在となってきたことがうかがわれる。DMS, S. 21, Nr. 9; S. 38f., Nr. 20.
- 10) おもな条文は以下の通り。DMS, S. 40-48, Nr. 22.
- 〔第1条〕……市に属する者ら、……家と庭を持つ者らはみな、租税を納めるべきであり、すべての規則を受け入れ、市民権を受けとるべきである。……
- 〔第2条〕……余（ルドルフ）は市民と市の助言と請願によらずして、いかなる都市裁判官も任命しない。またその裁判官は、市民の助言によらずして、市に属するいかなる廷吏、上級官職、その他の官職をも任命ないし罷免しない。……市民が制定したことを、裁判官は遵守し、これが実効を持つよう助けるべきである。
- 〔第7条〕余は裁判権を手放す。したがって余自身は裁判を行なわない。ただし故殺（流血事件）を除いて。
- 〔第11条〕余の市民と市には、何人もその生命と財産に一切の不当な支配、暴力を及ぼさない。裁判所が市にあり、その法に従っている限り、裁判権は市に存するためである。……
- 〔第13条〕……市外のいかなる者も市民をラント裁判所へ召喚したり、（市内の）いかなる係争にも介入することはできない。……
- 11) 実際この時期に、Uniger や Schluder といった上層市民が都市裁判官に就いていた。L. Maier, Vom Markt zur Stadt, Herrschaftsinhaber und Führungsschichten 1158 bis 1294, in: R. Bauer (hg.), *Geschichte der Stadt München*, München 1992, S. 56.
- 12) DMS, S. 72f., Nr. 42.
- 13) 1332年の特許状によって、ミュンヘン市民だけが「イーザル川を越えてくる塩のすべてをミュンヘンに運び、貯蔵し、市民または外来者に販売できる」ことが認められた。DMS, S. 139-142, Nr. 87.
- 14) DMS, S. 56, Nr. 29. この背景にはミュンヘンの領邦首府としての偉容と防衛機能の強化、都市開発という点で大公と市民の利害が一致していたことがある。
- 15) たとえば1293年に2400プント、1304年に4000プント、1314年に3600プントもの資金融資が大公の負債償還のためになされている。DMS, S. 59f., Nr. 33; S. 68-70, Nr. 40; S. 635f.

- 16) Maier, Vom Markt zur Stadt, S.50.
- 17) その背景には都市の発展のほか、市内の諸権力の錯綜や農村人口の都市への流入などがあった。市民は従来の活動によってこれに対応することはできず、他方で大公にとっても、自己の支配下に都市が一元化されることは望ましいものであった。
- 18) H. Stahleder, *Herzogs- und Bürgerstadt: die Jahre 1157-1505*, München 1995, S. 67, 76f., 88, 93.
- 19) *Ebd.*, S. 76f., 88. これらの官職、役人については、R. v. Bary, *Herzogdienst und Bürgerfreiheit. Verfassung und Verwaltung der Stadt München im Mittelalter 1158-1560*, München 1997, S. 101ff. を参照。
- 20) 以下、市民の生活空間に関する規定については、Stahleder, *a. a. O.*, S. 76f., 88f. なお1310-12年の都市条例集は、*DMS*, S. 181-290 に都市書記マルティン・フライの記述として収められている。
- 21) 14世紀半ばの参事会を構成する家門の大半がワイン商業を営んでいた。他に織物商業や両替業を営む者もいる。Bary, *Verfassung und Verwaltung der Stadt München 1158-1560*, im Auftrag des Stadtarchivs München, München 1956, Tabelle S. 735f (この文献は註19に挙げたものと同じだが、こちらは著者の学位論文で未刊行のもの。こちらにのみ参事会員や都市役人のリストが付されているため、以下このリストから引用する場合は書名の後に Tabelle と記す)。
- 22) Bary, *a. a. O.*, S. 24ff.; M. Döbereiner, *Residenz- und Bürgerstadt, Münchens Weg zur relativen Selbständigkeit 1294 bis 1365*, in: Bauer, *a. a. O.*, S. 68f.
- 23) Bary, *a. a. O.*, S. 29ff. はじめ市民部会の成員は36名であったが、のちには300人評議会、大参事会とも呼ばれ、その成員も増加している。*DMS*, S. 580-584, Nr. 2; Bary, *a. a. O.*, Tabelle S. 745-748.
- 24) *DMS*, S. 133f., Nr. 82. それまで手工業者の問題の決定権は大公にあった。Vgl. Stahleder, *a. a. O.*, S. 105.
- 25) S・ブルクハルツもチューリヒの都市裁判所の活動に関する研究から、こうした機能を明らかにしている。S. Burghartz, *Disziplinierung oder Konfliktregelung? Zur Funktion städtischer Gerichte im Spätmittelalter: Das Züricher Ratsgericht*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 16-4, 1989, S. 385ff.
- 26) Stahleder, *a. a. O.*, S. 149. 実際、1377年に鍛冶屋の組合が処罰されている。*Ebd.*, S. 159.

- 27) *DMS*, S. 549f., Nr. 1; *Stahleder, a. a. O.*, S. 143, 169.
- 28) *Stahleder, a. a. O.*, S. 142f.; *Bary, a. a. O.*, S. 229ff., Tabelle S. 744ff.
- 29) *Stahleder, a. a. O.*, S. 88, 148.
- 30) 大公の戦争へのミュンヘン市民の従軍は1368、1372、1381年に確認される。*Stahleder, a. a. O.*, S. 148ff.
- 31) この特権は1361年にはじめてミュンヘンに期限付きで付与されたが、1373年以降は事実上無期限となり、1445年最終的に都市のものとなっている。*Monumenta Boica*, XXXV/2, München 1893, S. 104, Nr. 85; S. 133f., Nr. 106; S. 134f., Nr. 107; S. 331f., Nr. 240.
- 32) 塩輸送業の大部分を独占していたのは、Bart、Ligsalz、Pötschner、Pütrich、Rudolf、Sendlinger といった都市貴族家門であった。*F. Solleder, München im Mittelalter*, München/Berlin 1938, S. 155.
- 33) 1307年の鑄貨協定については、*DMS*, S. 61-63, Nr. 35 を見よ。1330年の領邦平和令の記述は F-M. Wittmann (hg.), *Monumenta Wittelsbacensia*, Abt. 2, Aalen 1969, S. 313-19, Nr. 281 を参照。
- 34) このとき諸身分は貴族、都市の代表者各 8 名からなる租税委員会を組織し、租税を徴収・管理した。Wittmann, *a. a. O.*, S. 454f., Nr. 339; E. Rosenthal, *Geschichte des Gerichtswesen und der Verwaltungsorganisation Baierns*, Bd. 1, Würzburg 1889, S. 399f.
- 35) 小野善彦氏は中世後期のバイエルンにおいて、大公と貴族、有力市民が官職保有や財政的結合などを通じて一種の利益共同体関係を持っていたと述べる。小野善彦「下バイエルンの租税委員会 (1358年) について」『西洋史学』133 (1984年)、48頁以下。
- 36) Ch. Rädlinger, *Die grosse Krise, Finanzielle Probleme und Verfassungskämpfe 1365 bis 1403*, in: *Bauer, a. a. O.*, S. 108.
- 37) *Ebd.*, S. 118.
- 38) *DMS*, S. 594-603, Nr. 1; *Stahleder, a. a. O.*, S. 158f.
- 39) 瀬原、前掲書、741頁; *Stahleder, a. a. O.*, S. 168f.
- 40) 小野善彦「上バイエルンの租税令 (1396) について」『岩手大学文化論叢』1 (1984年)、38-45、51頁。
- 41) 以下、1397-1403年の市民闘争の経過については、瀬原、前掲書、741-742頁; *Stahleder, a. a. O.*, S. 181ff. を参照。
- 42) これら反乱市民の詳細は、K. A. von Muffat, *Jörg Kazmairs Denkschrift über die Unruhen zu München in den Jahren 1397-1403*, in: *Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis 16. Jahrhundert*, Bd. 15, 2.

unveränderte Auflage, Göttingen 1867 (以下 Kazmair と略記), S. 504 ff. (Anm. I-III) を参照。

- 43) Rädlinger, Die grosse Krise, S. 119.
- 44) Ebd., S. 115f.; Kazmair, S. 463ff., 504ff. (Anm. I-III)
- 45) Kazmair, S. 465f., Art. 6; S. 476, Art. 58.
- 46) Kazmair, S. 473, Art. 47; S. 475, Art. 55.
- 47) たとえばルートヴィヒ・デア・バイエルが1340年に発布した都市法書に、「公共の福利のために」との表現が確認される。DMS, S. 305.
- 48) 中世盛期の都市のこうした支配構造は、S・レナルズも述べているところである。江川温「ソシアビリテと支配の構造——スーザン・レナルズの
中世社会論——」二宮宏之編『結びあうかたち：ソシアビリテ論の射程』
(山川出版社) 1995年。
- 49) 1377年の市民闘争のさいに定められた都市統治の原則のほか、いくつか
の条例に市民部会による共同決定が明記されている。DMS, S. 507, Art.
2; S. 580ff., Nr. 2.; S. 586, Art. 7; S. 594ff., Nr. 1.
- 50) DMS, S. 604-609, Nr. 2.
- 51) Bary, *a. a. O.*, Tabelle S. 754ff.
- 52) Bary, *a. a. O.*, S. 256-263.
- 53) 早くは1405年にパン屋職人、1414年にワイン商人の組合が確認される。
Stahleder, *a. a. O.*, S. 224, 242. なお1459年には39業種の組合規約が知ら
れている。瀬原、前掲書、748頁(註50)。
- 54) 奢侈禁止例については Stahleder, *a. a. O.*, S. 223f., 258f., 293f., 377, 祝
祭の取締りは Ebd., S. 284, 374f.、物乞いの取締りは Ebd., S. 385, 485.
- 55) Ebd., S. 405.
- 56) Ebd., S. 312ff.
- 57) Solleder, *a. a. O.*, S. 541-570.
- 58) Stahleder, Konsolidierung und Ausbau der bürgerlichen Stadt,
München im 15. Jahrhundert, in: Bauer, *a. a. O.*, S. 135f.

(大学院後期課程学生)

SUMMARY

**Stadtselfverwaltung und Stadtherrschaft
von München im Spätmittelalter**

Satoshi SHIGAKI

In dieser Arbeit wird die Substanz der städtischen Selbstverwaltung im spätmittelalterliche München in Zusammenhang mit der Entwicklung der Stadtherrschaft untersucht.

Seit dem Ende des 13. Jahrhunderts beteiligten die Bürger Münchens sich an der Verwaltung der sie betreffenden Angelegenheiten. Sie kontrollierten den allgemeinen Lebensraum der Stadt, wie Handelsgeschäfte, Sittlichkeit, öffentliche Sicherheit, öffentliche Gesundheitspflege und soziale Wohlfahrt. Die städtische Selbstverwaltung kann als die Regulierung des bürgerlichen Lebensraums angesehen werden, die Bewegung in die eigentümliche städtische Sozialstruktur brachte. Sie führte gewissermaßen zu einer Erneuerung des dichtbevölkerten und komplizierten Gemeinwesens. Allerdings wurde die städtische Selbstverwaltung von inner- und außerstädtischen Obrigkeiten dominiert. Die Stadtherrschaft des Magistrats verband sich mit dem Herzog von Bayern und verstärkte somit die Kontrolle über die Bürger. Aber mit den sozialen und wirtschaftlichen Krisen in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts kam der Magistrat nicht zurecht und beschwor daher die Unzufriedenheit der Bürger sowie Stadtunruhen herauf.

Die Stadtunruhen von 1397 bis 1403 waren nicht nur Machtkämpfe zwischen den verschiedenen Schichten der bürgerlichen Gesellschaft, sondern auch Auseinandersetzungen um die Legalität der städtischen Selbstverwaltung. Der Wandel des politischen Bewusstseins, in dessen Kernpunkt die Idee des „Gemeinnutzes“ stand, schien die Bürger dabei maßgeblich zu beeinflussen. Schließlich stabilisierte sich im 15. Jahrhundert die Stadtherrschaft des Magistrats durch die Integration der Mitglieder der Gemein und der Handwerker. Dabei wurde die allgemeine Policey für den Gemeinnutzen stärker in der städtischen Verwaltung ausgeübt. Diese zeigt sich in der Systematisierung der städtischen Selbstverwaltung. Damit wurde der im 14. Jahrhundert

begonnene Prozess der Selbstdisziplinierung der Stadtgemeinde und der Rationalisierung der Stadtverwaltung zu einem vorläufigen Abschluss gebracht.

キーワード：都市自治，市民闘争，社会的紀律化